

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める決議

東京電力福島第二原子力発電所全基廃炉は、当町民はもとより全県民が強く求めている。しかし、東京電力も国もこの声に耳を傾けずに今日に至った。

こうしたなか、去る11月22日午前5時59分ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生、当県をはじめ、茨城、栃木の3県において震度5弱を観測した。東京電力福島第一及び第二原子力発電所には、最大で1.6メートルの津波が押し寄せ、第一原子力発電所においては、放射性物質の流出を抑える「シルトフェンス」の損傷や、3号機の使用済み核燃料プールの冷却機能一時停止により、プール内水温0.2度上昇の事態に陥った。

幸いにも、水漏れや放射性物質の漏洩はなく、緊急事態には至らなかったが、現在も続く余震と、東日本大震災時の原子力発電所事故の記憶が、住民生活を不安に追いやっている。

当町議会は、平成23年4月18日付「東日本大震災及び原子力事故に対する意見書」をはじめ、11に及ぶ関連意見書を国に対し提出するなどして、「福島第二原子力発電所の全基廃炉」等を強く求めてきた。

国は、廃炉は第一義的には電気事業者が判断するものとしている。東京電力はレベル7の苛酷事故を引き起こし、県民を塗炭の苦しみに追いやったことへの責任を強く自覚し、原発再稼働でなく、再生可能エネルギーへの転換を求める国民の声に応え、すすんで「福島第二原子力発電所全基廃炉」の決断をすべきであり、当議会はこれを強く求める。

以上決議する

平成28年12月12日

福島県伊達郡桑折町議会

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿